

長期使用製品安全点検制度の 登録率向上に向けた取組みについて

平成28年6月30日
経済産業省
商務流通保安グループ
製品安全課

1. 長期使用製品安全点検制度

- 経年劣化による製品事故を未然に防止するために、平成21年4月、長期使用製品安全点検制度が導入されたところ。
- 本制度は、経年劣化による重大製品事故の発生の恐れが高い製品を特定保守製品として指定し、当該製品については所有者情報をメーカーが把握することで、点検が必要な時期に、メーカーが所有者に点検時期を通知、所有者が点検を受ける制度。
- 製品の引き渡し時に立ち会う事業者（販売事業者、設置工事事業者、不動産会社、工務店等）には、製品に同梱されている所有者票の記載を購入者に促すことや、購入者に了解を得て代行記入することが求められている。

特定保守製品【9品目】

平成21年4月以降に販売した製品が対象



ビルトイン式電気食器洗機



浴室用電気乾燥機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)



石油給湯機



石油ふろがま



FF式石油温風暖房機

(参考) 所有者票

- 特定保守製品の購入者は所有者情報を所有者票に記載してメーカーに送付する。

所有者票【表】

ミシン目

料金受取人払 郵便(はがき)

X X X X X X X
(受取人)

XX 局私書箱 XX 号

株式会社 A B C

お客様カード登録係 行

■特定保守製品

1. 製品名	XX-XXXXXX
2. 特定製造事業者等名	株式会社ABC ○○県○○市○○区○○町** 20XX年XX月
3. 製造年月	XXXX-XXXXXX
4. 製造番号	△△年
5. 設計標準使用期間	20XX年XX月～20XX年XX月
6. 点検期間	

■販売事業者(特定保守製品取引事業者)様へ

・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。

・販売事業者は、所有者登録のためお客様(所有者)から所有者情報の提供を受けた場合は、本所有者票の送付又は裏面の登録方法によってこの製品の製造・輸入事業者に連絡先に所有者情報を速やかに提供することについて協力することによっています。

■販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄

販売事業者:

説明年月日: 20□□年□□月□□日

SAQ08491

所有者票【裏】

この所有者票はお客様の控えとなります。
取扱い説明書とともに大切に保管して下さい。

- 所有者登録の方法
- 所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。
- ・所有者票(返信はがき)でのご登録
- 所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。
- インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。
- ・インターネットでのご登録(各社任意事項)
- <http://www.abc.co.jp/user/>へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。
- ・携帯電話でのご登録(各社任意事項)
- 右のQRコードもしくは<http://www.abc.co.jp/user/>で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。
- ・電話でのご登録(各社任意事項)
- ㈱ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。
受付時間は平日9:00～17:00です。
- 所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。
- 所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。
- ㈱ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX
㈱ABCホームページ <http://www.abc.co.jp/>
- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 1. 製品名 | XX-XXXXXX |
| 2. 特定製造事業者等名 | 株式会社ABC
○○県○○市○○区○○町**
20XX年XX月 |
| 3. 製造年月 | 20XX年XX月 |
| 4. 製造番号 | XXXX-XXXXXX |
| 5. 設計標準使用期間 | △△年 |
| 6. 点検期間 | 20XX年XX月～20XX年XX月 |
| 7. 点検連絡先 | 株式会社XYZ 0120-XX-XXXX |

お客様登録

- ※箇所に青色印で求められる記入必須項目です。
- ・物件管理会社様へ法定点検通知を送付希望の場合は②も記入下さい。
- ・お客様印記欄には「個人情報保護シート」を貼付して返信下さい。

① 特定保守製品所有者情報

会員登録	※お名前	都道府県
※法定点検通知宛地	〒□□□-□□□□	市
先ご住所	フロア・マンション名	部屋番号
電話番号	- - -	FAX番号

※法定点検通知宛地

E-mailによる通知のみ 希望 郵送と両方希望(各社任意事項)
E-mailアドレス: @

・所有者登録(併用の場合はご記入下さい)。

・上記記入欄と同一の場合に記入不要です。この場合は左記にチェックを入れて下さい。

※製品の所在場所

都道府県	市	区郡	部屋番号	号室
------	---	----	------	----

次回のご記入いただいた場合、点検通知はお宅のご住所に送付いたします。

② 物件管理会社情報

法人名称	都道府県		
所在地	市		
建物名称			
電話番号	- - -	FAX番号	- -

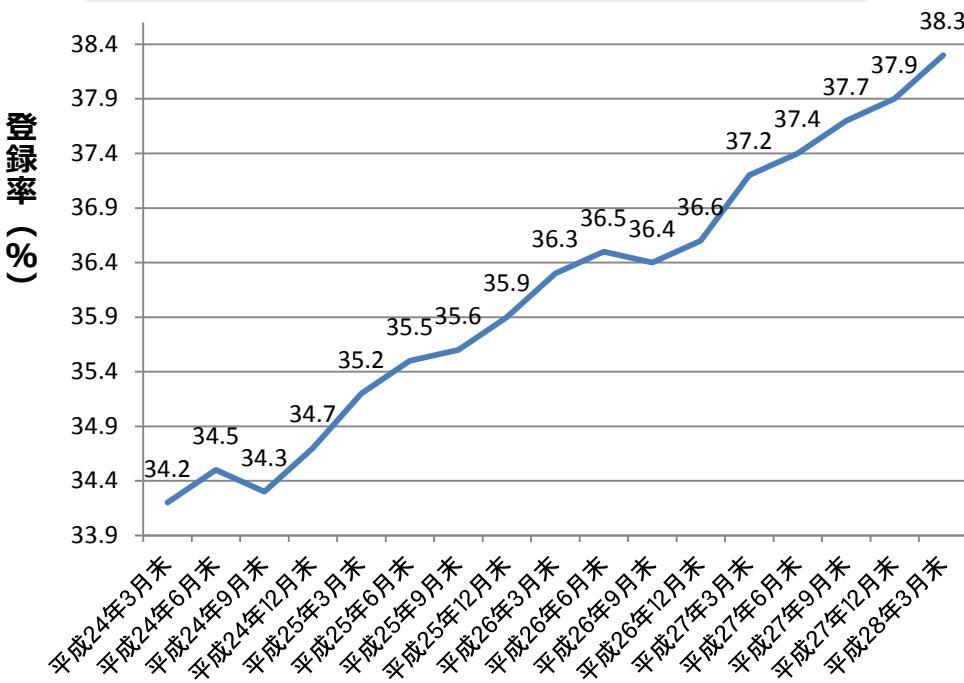
表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? □にチェックを入れて下さい。
□はい □いいえ

保護シールを同封

2. 本制度の現状

- メーカーの所有者情報の登録率は、緩やかな上昇傾向にあり、平成28年3月末時点で前年同期比で微増となる**38%**となった。

所有者情報登録率（累計）



製品別登録率

【製品別】

○電気製品	36%
○ガス機器	43%
○石油機器	38%

【特定保守製品別】

○ビルトイン式電気食器洗機	37%
○浴室用電気乾燥機	34%
○屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	48%
○屋内式ガス瞬間湯沸器（LPGガス用）	33%
○屋内式ガスふろがま（都市ガス用）	55%
○屋内式ガスふろがま（LPGガス用）	33%
○石油給湯機	41%
○石油ふろがま	37%
○密閉燃焼式石油温風暖房機	33%

(平成28年3月末現在)

※登録率 = 所有者情報累計件数／製造・輸入累計台数

3. 最近の取組み①（経済産業省）

昨年度、当省は以下の4つの取組みを展開。

① 販売時の対策

販売事業者に対し、所有者の登録が進むように本制度に関する説明の徹底、所有者票の代行記入を行うことを要請。

② 販売済み製品（既に販売され、設置されている製品）に対する対策

取り付け事業者等の関連事業者には、定期的な点検等の際に所有者登録を確認し、所有者登録がなされていない可能性がある場合には登録の協力を要請。

③ 賃貸住宅に設置された販売済み製品に対する対策

賃貸住宅の所有者等には、所有者情報の登録を要請。

④ 所有者登録向上のため製造事業者、取引事業者、関連事業者が連携し、対策を取ることを要請

販売時の対策

- ・本制度の説明の徹底
- ・所有者票の代行記入登録 等

販売済み製品に対する対策

- ・定期的な点検等の際の確認、代行記入等

賃貸住宅等

- ・賃貸住宅の所有者等への登録の要請

事業者の連携

協力要請文書を発出

- ・製造事業者：3団体
- ・取引（販売）事業者：31団体／社
- ・関連事業者等：4団体

3. 最近の取組み②（製造事業者団体）

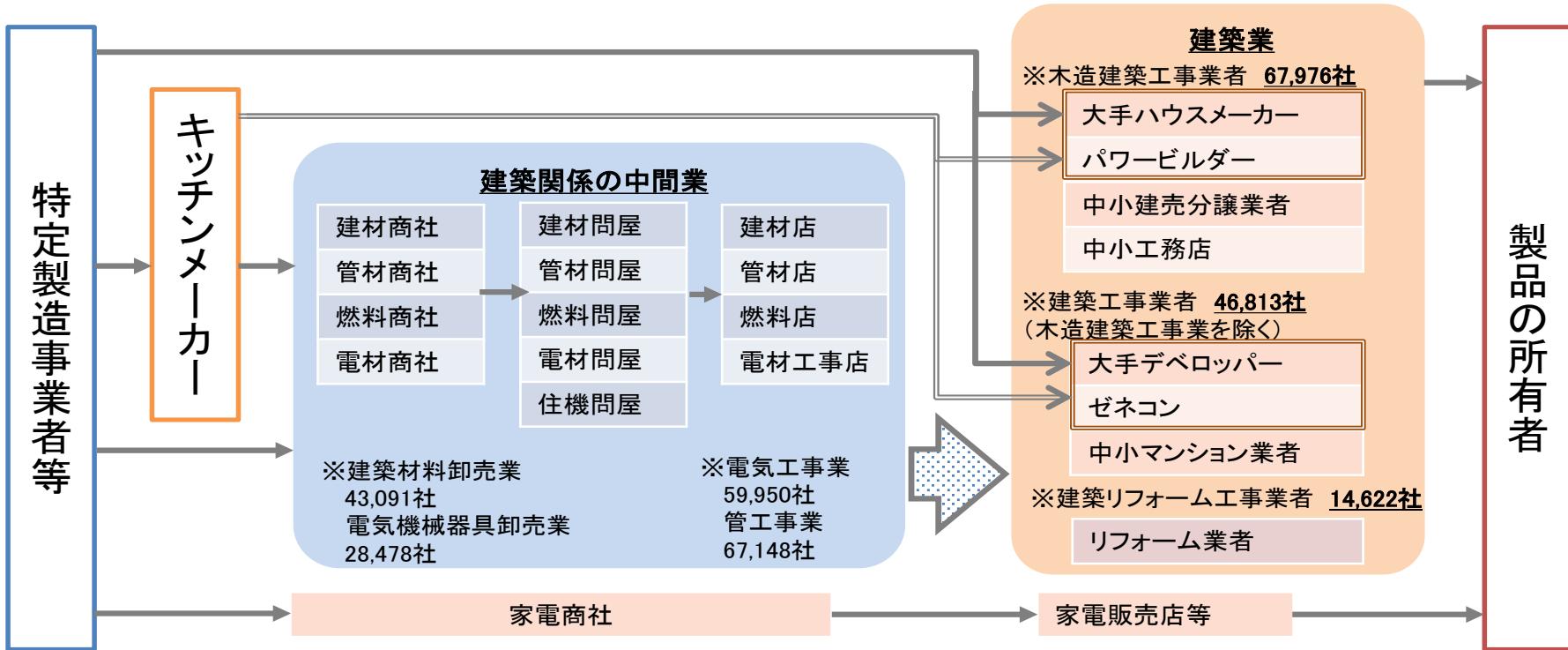
日本電機工業会（JEMA）

- 平成27年11月、当制度に関する消費者の意識調査を実施（インターネット方式。調査対象は平成21年4月以降にビルトイン型電気食器洗機、浴室用電気乾燥機（ともに特定保守製品）を購入した消費者及び保有する賃貸物件オーナーの約1000名）。
- <結果概要>
 - 新築（購入）時、リフォーム時とも、マンション販売業者や大手のハウスメーカー系の事業者を通じた登録率が、中小のホームビルダー、工務店、宅建事業者等の事業者を通じた登録率より、比較的高い傾向にある。中小の事業者等には長期使用製品安全点検制度について、周知が行き届いていない可能性が高い。
 - 説明を受けた消費者のうち8割が登録。説明を受けなかつた消費者の8割が登録をしていない。
 - 点検時期お知らせ機能の点灯時には、95%がメーカーに問い合わせる、または取扱説明書を確認するとの意向。
- 平成28年2月、販売事業者（工務店等）・所有者を対象に、長期使用製品安全点検制度の周知のための「特定保守製品の所有者登録と点検を！」（チラシ）を制作。

日本ガス石油機器工業会（JGKA）

- 製造事業者から、販売・関連事業者による代行記入の促進を図るためのチラシ等の制度の周知活動を、機器の販売ルートを通じて展開しているが、管材工事事業者、住宅設備事業者、工務店等が介在するため流通経路が複雑。直接、購入者と接点がある施工事業者まで周知情報が行き届きにくいのが実情。
- 昨年度ガス関連3団体と、定期保安点検時の登録スキームについて連携、ガス事業者向けに登録ハガキ付きチラシを準備して協力。現在は全国のLPガス協会、日本コミュニティーガス協会支部の保安講習会等の機会を通じ、周知活動を実施。
- その他、ガス機器や石油機器の資格講習会等の機会に、制度の周知及び所有者登録への協力を呼び掛けている。
- 密閉燃焼式石油温風暖房機では整備事業者に所有者登録への協力を依頼。
- 登録率向上のためキャンペーンや保証期間の延長等の取組みを実施している製造事業者の例もある。

(参考) 特定保守製品の流通経路例（電気用品）



(出典) 日本電機工業会（事業者数は、総務省統計局「平成21年経済センサス基礎調査」に基づく）

4. 長期使用製品安全点検制度の周知に向けたユーザーアンケート調査

調査概要

- 実施時期：平成27年11月
- 対象：特定保守製品を購入し、製品に添付されていた所有者票を覚えている全国の20歳以上の男女（インターネット方式）。
- 内容：取引事業者から説明を受けたかどうか。所有者票に登録をしたどうか。

分析結果

- 説明を受けた者のうち66%(92人/139人)が登録。
- 説明を受けなかった者の81%(54人/67人)が登録せず。

取引事業者から説明を受けた
139名 (67%)

登録しない
47名 (34%)

登録した
92名 (66%)

代行記入説明を受けた
11名

代行記入説明を受けた
59名

取引事業者から説明を受けなかった
67名 (33%)

登録しない
54名 (81%)

登録した
13名 (19%)

67人/206人

70人/139人

要因

一部の取引事業者による法定説明が不十分

一部の取引事業者による代行記入に関する説明が不十分

所有者登録の必要性が伝わっていない

個人情報を企業に提供することに抵抗がある

「登録しなかった理由」

- 登録の必要性を感じなかつた。
- 個人情報を教えてくなかった。
- 登録を忘れていた。

5. 今後の取組み

- また、当省は昨年度、ユーザーへのアンケート調査を通じ、登録率向上に向けた課題を抽出。
- 今後は、登録率向上に向け各種事業者への働きかけを継続するとともに、関係者との連携を進める。

<ユーザーの声>

- ・取引事業者による法定説明を受けていない。
- ・取引事業者による代行登録の説明を受けていない。

・登録の必要性を感じなかつた、忘れていた。

・個人情報を企業に提供することに抵抗がある。

<今後の取組み>

取引事業者（販売事業者・取り付け事業者等）は、

- ・法定説明の周知徹底
- ・代行記入の促進

経済産業省は、

- ・政府広報等各種媒体を通じたユーザーへのPR（経年劣化による事故リスク、ユーザーの責務等）
- ・消費者団体の協力

製造事業者（電機）は、

- ・所有者登録に繋がるインセンティブの検討
- ・取引事業者との協力
- ・目的外利用を禁止していることの周知
- ・所有者票分析精度の向上

製造事業者（ガス石油機器）は、

- ・取引事業者・施工業者等関連事業者への周知活動
- ・目的外利用を禁止していることの周知
- ・所有者票分析精度の向上

【参考】点検時期のお知らせ機能（表示例）

- 本制度によるはがきや電話等の通知に加え、特定保守製品にランプの点灯・点滅等により点検時期をお知らせする機能を内蔵し、二重の点検の促しを実施。

屋内式ガス瞬間湯沸器（100V
非搭載機器：電池搭載タイプ）



屋内式ガスふろがま



ビルトイン式電気食器洗機



屋内式ガス瞬間湯沸器
(100V搭載機器：リモコンの表示例)



特定製造事業者等におけるお知らせ機能搭載率

（平成28年3月末現在）

○屋内式ガス瞬間湯沸器	9 8 %
○屋内式ガスふろがま	9 3 %
○石油給湯機	8 1 %
○石油ふろがま	7 2 %
○密閉燃焼式石油温風暖房機	9 8 %
○ビルトイン式電気食器洗機	9 7 %
○浴室用電気乾燥機	7 2 %